

旭川市駐輪場の設置等に関する条例

平成22年3月25日

旭川市条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第5条第4項の規定に基づき、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設における駐輪場の設置等に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 駐輪場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。
- (3) 小売店舗等 小売業（飲食店業及び物品加工修理業を含む。）又は物品賃貸業（音楽・映像記録物等に係るものに限る。）を営むための店舗（規則で定めるものを除く。）をいう。
- (4) 遊技場等 ぱちんこ屋、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号に規定する営業を行うための施設、カラオケボックスその他これらに類する施設で規則で定めるものをいう。

(施設の設置者等の責務)

第3条 自転車の駐車需要を生じさせる施設の設置者若しくは所有者又は管理者は、当該施設の利用者及び従業者のために必要な駐輪場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置する等駐輪環境の改善を図るよう努めなければならない。

(指定区域)

第4条 法第5条第4項の条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条第1項に規定する駐車場整備地区とする。

(施設の新築の場合の駐輪場の設置)

第5条 指定区域内において、別表ア欄に掲げる用途に供する施設で当該用途に供する部分の床面積（以下「店舗等面積」という。）が同表イ欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表ウ欄に掲げる基準により算定した規模以上の規模の駐輪場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

2 前項の店舗等面積の算定方法は、規則で定める。

3 第1項の規定により駐輪場を設置すべき場合において、当該施設の構造若しくはその敷地の状態又は当該施設の敷地が接する道路における交通の規制の状況を勘案して、市長がやむを得ないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した駐輪場の規模を減じ、又は駐輪場の設置を要しないこととすることができる。

（混合用途施設に係る駐輪場の規模）

第6条 別表ア欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表ウ欄に掲げる基準により算定した駐輪場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した駐輪場の規模を同欄に掲げる基準により算定した駐輪場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

（施設の増築の場合の駐輪場の設置）

第7条 指定区域内において、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地が指定区域となった日から起算して6月を経過した日前に建築された部分及び施設の新築又は増築の工事が着手された部分を除く。）をすべて新築したものとみなして前2条の規定により算定した駐輪場の規模から、現に設置されている駐輪場の規模（当該駐輪場のうち当該施設の敷地が指定区域となった日から起算して6月を経過した日前に設置された部分にあっては、規則で定めるところにより算定した規模）を控除して得た規模以上の規模の駐輪場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(1) 別表ア欄に掲げる用途に供する施設についての店舗等面積が同表イ欄に掲げる規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして用途ごとに別表ウ欄に掲げる基準により算定した駐輪場の規模の合計が20台以上であるもの

2 第5条第3項の規定は、前項の規定により駐輪場を設置すべき場合について準用する。

(駐輪場の構造及び設備)

第8条 前3条の規定により設置される駐輪場の構造及び設備は、規則で定める技術的基準に従い、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

(施設の新築等の場合の届出)

第9条 第5条第1項若しくは第6条の規定による施設の新築又は第7条第1項の規定による施設の増築をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

(1) 第5条第3項の規定により駐輪場の設置を要しないこととされたとき

(2) 第7条第2項において準用する第5条第3項の規定により駐輪場の設置を要しないこととされたとき（現に駐輪場が設置されていない場合に限る。）

(適用の除外)

第10条 この条例の施行後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して6月を経過した日前に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第5条から第7条までの規定は適用しない。

(駐輪場の管理)

第11条 第5条から第7条までの規定により設置された駐輪場の所有者又は管理者は、当該駐輪場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施設若しくは駐輪場の所有者若しくは管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に施設若しくは駐輪場に立ち入らせ、書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第5条から第8条まで又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐輪場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ず

べきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した書面により行うものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第13条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

- 3 第9条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年10月1日前に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第5条から第7条までの規定は、適用しない。

別表（第5条―第7条関係）

ア	イ	ウ
施設の用途	店舗等面積の規模	駐輪場の規模
小売店舗等	2,000平方メートルを 超えるもの	新築に係る店舗等面積100 平方メートルごとに1台
遊技場等	1,200平方メートルを 超えるもの	新築に係る店舗等面積60平 方メートルごとに1台
事務所	4,800平方メートルを 超えるもの	新築に係る店舗等面積240 平方メートルごとに1台

備考 ウ欄に掲げる基準により算定した駐輪場の規模に1台に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。